

～ 検察事務官として 30 年以上勤務して～

私は、昭和 60 年に高校を卒業して 18 歳で岡山地検に採用されました。

令和 4 年 4 月から勤続 38 年目になります。

採用時からずっと岡山地検と県内の支部、区検察庁で勤務していましたが、46 歳になってからは松江地検、山口地検、広島地検にも勤務させていただき、各県の魅力や特色、県民性などを肌で感じながら、地元の職員の方からも親切にさせていただきました。

令和 4 年 4 月から、再び岡山地検で勤務することになりましたが、検察事務官として携わる仕事は、原則、総務・会計などの事務局部門、事件・証拠品の受理や罰金の徴収、前科の管理などを行う検務部門、事件の捜査や公判に関する事務を行う捜査・公判部門の 3 部門であり、県外の検察庁に転勤したとしても、同じ組織形態なので、今までの経験を十分に生かして活躍することができます。

私は現在、捜査部門で、警察や裁判所など関係機関との連絡調整をメインとした仕事をしていますが、最近の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、逮捕、勾留された人の新型コロナウイルス感染について、警察や裁判所の担当者とスクラムを組んで、迅速で適切な対応ができるよう取り組んでいます。

検察事務官も他の国家公務員の組織と同じく、経験年数を重ねることで係員、主任、係長、課長補佐、課長、局長などの役職に昇任していきますが、検察庁独自の役職として岡山地検で見ると、捜査・公判部門では、首席捜査官付（係員級）、主任捜査官（主任、係長級）、上席主任捜査官（課長補佐級）、統括捜査官（課長級）、次席捜査官（部門の No. 2）及び首席捜査官（部門の長）となり、検務部門では、検務監理官付（係員級）、検務専門官（主任、係長級）、上席検務専門官（課長補佐級）、統括検務官（課長級）、検務監理官（部門の長）とさまざまな役職があります。

こういった役職の中で、それぞれが専門性を生かして、検察官と車の両輪の関係で社会正義の実現を目指しています。

令和 5 年度からは、国家公務員の定年延長も適用され、段階的にはありませんが、検察事務官は現在の 60 歳から最終的には 65 歳まで延長されるので、60 歳以降も引き続き社会や組織に貢献できる制度になっていきます。

最後に、検察庁という組織は、検察官が行う捜査や公判の活動を通して「社会正義の実現」と「国民の皆さんの感覚に合う適正な刑罰権の行使」という使命のもと日々業務を遂行していますが、その中で検察事務官も、それぞれの部門で能力やノウハウを最大限生かして、検察庁の使命を陰で支えており、今までの経験を踏まえ、大変やりがいのある仕事だと思っています。

（検察事務官 男性）